

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	()
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	みどり市 (212)
地域名 (地域内農業集落名)	東地区 (荻原、花輪、小夜戸、三区、二区、小中、神戸、座間、草木、沢入)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	55.18 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	55.18 ha
② 田の面積	29.66 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	25.52 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.24 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	9.25 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・東地区は、後継者不足や高齢化が進んでおり、農業の担い手が減少している。
 ・中山間地域に位置し、狭小な農地が点在している。また、自給的農家が多く、認定農業者は酪農農家1件のみであり、農地の集積・集約化は厳しい状況にある。
 ・水稻については、地元水利組合や機械利用組合の存在が大きく、農業機械等のオペレーターがいるため継続できているが、機械の老朽化やオペレーターの高齢化が進行しているため、後継者の育成は喫緊の課題である。
 ・鳥獣被害防止対策は、捕獲隊による捕獲、追払い、侵入防止柵などの対策を実施しているが、野生動物(主にイノシシ、シカ、サル)による被害は容易に減少していかない状況にある。個々の農家による取組にも限界があり、地域に合った対策を検討する必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻の作付けについては、既存機械を維持しながら、計画的な機械導入を検討するとともに、地域おこし協力隊や家族、身内の中から将来のオペレーターとして担ってもらえるよう検討する。
 ・地域外からの新規参入者や法人の参入も推進していく上で、受入体制を整備する。
 ・担い手の意向も踏まえ、集積できるほ場を地元と調整しながら検討していく。
 ・地域の観光資源を有効に活用するため、荒廃農地を整備し、観光客と農業を絡めた仕組み及び、農産物等の販路を構築する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
耕作の継続が困難となった農地については、農地中間管理機構等への貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を進めていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	16	%	将来の目標とする集積率 80 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・担い手への集積・集約化を図るため、農地中間管理機構を利用した貸借を推進していく。 ・地元での話し合いを行い、農地の交換を推進していく。 ・農家の方が離農する際は、地元の話し合いの場を設け、農事組合法人や担い手に耕作地を引き受けてもらうことで、農地の集約化を図っていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
農地中間管理機構を活用し、集落営農等の担い手や新規就農者を中心に農地集積を行う。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。	
(3)基盤整備事業への取組	
担い手のニーズに応じて、農業の生産効率の向上や集積・集約化などを図るための基盤整備を計画する。老朽化している用排水施設等の改修を進め、有効利用を図る。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
県・市・農業委員会・JA等関係機関と連携した中で、相談体制を整え、認定農業者や新規就農者の確保・育成に努める。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の防止を図る。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等	✓	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	✓	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①・侵入防止の強化のための柵設置には補助事業の活用を推進する。また捕獲強化のため、くくりわなや小型檻、大型の捕獲檻の設置を拡充する。
- ・新規捕獲者の確保を推進し、獣害対策の専門家等による研修会を実施し、捕獲者の育成を行う。
 - ・有害鳥獣が好まない農作物(ニンニク、キクイモ等)の生産を検討し、加工品として販売する。
- ⑦多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、適切な農地等の保全管理を行う。
- ⑤⑩農業所得を上げるための取組が必要であり、干しイモや干し柿など地域資源を活用した特産物を利用し、6次産業化を推進するため、観光資源と合わせてブランド力強化に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 17 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農		酪農	1.42 ha	ha	酪農	1.42 ha	ha	22	
利用者		水稲	0.11 ha	ha	水稲	0.11 ha	ha	8	
利用者		水稲	0.09 ha	ha	水稲	0.09 ha	ha	4	
利用者		水稲	0.65 ha	ha	水稲	0.65 ha	ha	7,13	
利用者		水稲	0.09 ha	ha	水稲	0.09 ha	ha	6	
利用者		水稲	0.14 ha	ha	水稲	0.14 ha	ha	27	
認農		水稲	0.43 ha	ha	水稲	0.43 ha	ha	11,36	
利用者		水稲	0.08 ha	ha	水稲	0.08 ha	ha	9	
利用者		水稲	0.36 ha	ha	水稲	0.36 ha	ha	38	
利用者		水稲	0.2 ha	ha	水稲	0.2 ha	ha	10	
利用者		水稲	0.16 ha	ha	水稲	0.16 ha	ha	5	
利用者		水稲	0.6 ha	ha	水稲	0.6 ha	ha	14	
利用者		水稲	0.06 ha	ha	水稲	0.06 ha	ha	12	
利用者		水稲	0.19 ha	ha	水稲	0.19 ha	ha	35	
利用者		水稲	0.52 ha	ha	水稲	0.52 ha	ha	30	
利用者		水稲	0.25 ha	ha	水稲	0.25 ha	ha	15	
利用者		水稲	0.17 ha	ha	水稲	0.17 ha	ha	21,34	
利用者		水稲	0.19 ha	ha	水稲	0.19 ha	ha	18,32,33	
利用者		水稲	0.43 ha	ha	水稲	0.43 ha	ha	16	
利用者		水稲	0.04 ha	ha	水稲	0.04 ha	ha	1	
利用者		水稲	0.07 ha	ha	水稲	0.07 ha	ha	26	
利用者		水稲	0.11 ha	ha	水稲	0.11 ha	ha	31	
利用者		水稲	0.23 ha	ha	水稲	0.23 ha	ha	29	
利用者		水稲	0.14 ha	ha	水稲	0.14 ha	ha	23	
利用者		水稲	0.15 ha	ha	水稲	0.15 ha	ha	24	
利用者		水稲	0.44 ha	ha	水稲	0.44 ha	ha	17	
利用者		水稲	0.15 ha	ha	水稲	0.15 ha	ha	25	
利用者		水稲	0.11 ha	ha	水稲	0.11 ha	ha	3	
利用者		水稲	0.35 ha	ha	水稲	0.35 ha	ha	19	
利用者		水稲	0.12 ha	ha	水稲	0.12 ha	ha	2	
利用者		水稲	0.44 ha	ha	水稲	0.44 ha	ha	37	
利用者		水稲	0.42 ha	ha	水稲	0.42 ha	ha	20	
利用者		水稲	0.34 ha	ha	水稲	0.34 ha	ha	28	
計	33経営体		9.25 ha	ha		9.25 ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

東地区



